

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 4 年 6 月 24 日

（名称）中央市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
中央市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
中央市は平成 18 年 2 月、玉穂町、田富町、豊富村の旧 3 町村が合併し誕生しました。玉穂・田富地域と豊富地域は笛吹川で隔てられており、前者は北岸の平坦部にあり、JR の駅や大学病院、ショッピングセンターが集積し、市街化が進んでいます。一方、後者は南岸の山間地であり農村地域となっています。 現在、市内 3 地域には路線バスが走っていますが、行先は甲府駅であり、市内間の連携はとれていないのが実情です。当地域は自動車交通に依存しており、交通弱者の移動手段の確保が急務となっています。玉穂・田富地域にある JR 身延線駅や大学病院、ショッピングセンターは住民生活に密接する重要な施設であり、本市の均衡ある発展のためにはこれら施設への豊富地域からのアクセスする仕組みが必要とされてきました。 こうした中、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき平成 21 年 3 月に「中央市地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年 7 月よりコミュニティバスの実証運行を開始しました。連携計画では、平成 19 年度に行ったバス交通に関する市民アンケートの結果による移動ニーズから JR 身延線東花輪、小井川両駅や大学病院、ショッピングセンター、市役所庁舎へのアクセスを確保、また、高齢者需要への対応、合併による中学校区の変更における通学環境の向上等を視野に入れています。また、山梨大学医学部附属病院は、県下でも核となる病院で市外から広域的に複数の路線バスが乗り入れており、地域内をカバーするコミュニティバスを接続させ「地域内フィーダー系統」として位置づけることにより、JR 駅と共に公共交通ネットワークを構築し、交通不便地域の解消を目指しています。 上記の背景から、中央市地域公共交通活性化協議会が事業主体として運行しているコミュニティバスを、「地域内フィーダー系統」として継続運行していくことが必要です。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
コミュニティバス：年間利用者 10,000 人以上
（2）事業の効果
公共交通を利用した市内病院、ショッピングセンター、市役所等各施設への移動が可能になり、交通不便地域が解消できます。それに伴い、高齢者の外出促進や、買い物等による地域経済の活性化に寄与することも期待できます。 また、JR 駅・路線バスとの接続することにより広域交通の確保が可能となる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・時刻表を作成し市内全戸配布する。（中央市） ・市内イベントにコミュニティバスを展示し乗り方説明や時刻表などを配布する。（中央市） ・市内の病院、大型ショッピングセンター、温泉施設など公共施設に時刻表を配布する。（中央市） ・「家庭の日・青少年を育む日のポスター」特選作品の車内掲示（中央市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
中央市から運行事業者への委託料は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分としている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
山梨交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表 5 のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担 額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
平成 20 年 8 月 12 日 ・平成 20 年度中央市地域公共交通活性化協議会収支予算の協議 ・中央市地域公共交通活性化協議会規約の協議 ・地域公共交通総合連携計画の協議 ・コミュニティバス運行の協議 平成 21 年 1 月 15 日 ・地域公共交通総合連携計画の協議 ・コミュニティバス運行計画の協議 平成 21 年 2 月 12 日 ・地域公共交通総合連携計画の承認 ・パブリックコメントへの回答の協議 平成 21 年 3 月 30 日 ・平成 21 年度中央市地域公共交通活性化協議会事業計画・予算案の協議 ・コミュニティバス実証運行業者選定の協議 （実証運行 1 年目 ※運行は 7 月～） 平成 21 年 4 月 24 日 ・地域公共交通活性化・再生総合事業の認定報告 ・コミュニティバス実証運行業者の選定 平成 21 年 7 月 25 日 ・平成 20 年度事業・決算報告 ・事業経過報告 平成 21 年 10 月 20 日 ・コミュニティバス利用状況 ・アンケート調査内容検討 平成 22 年 1 月 26 日 ・地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価 ・アンケート調査結果 ・新規運行ルート

平成 22 年 3 月 26 日

- ・ 事業経過報告
- ・ コミュニティバス利用状況
- ・ 平成 22 年度事業計画・予算案の協議

(実証運行 2 年目)

平成 22 年 6 月 3 日

- ・ コミュニティバスへの広告掲載の協議
- ・ 運転免許返納者に対する割引について

平成 22 年 8 月 27 日

- ・ コミュニティバス利用状況
- ・ アンケート調査内容検討

平成 22 年 12 月 16 日

- ・ 地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価
- ・ アンケート調査結果の協議

平成 23 年 1 月 18 日

- ・ 平成 23 年度運行計画の協議

平成 23 年 3 月 28 日

- ・ 平成 23 年度事業計画・予算案の協議

(実証運行 3 年目)

平成 23 年 6 月 23 日

- ・ 平成 23 年度運行計画の協議

平成 23 年 8 月 9 日

- ・ コミュニティバス利用状況
- ・ アンケート調査内容検討

平成 23 年 11 月 21 日

- ・ アンケート調査結果の協議
- ・ 平成 24 年度の本格運行への移管の協議

平成 23 年 12 月 21 日

- ・ 地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価
- ・ 本格運行における運行計画の協議

平成 24 年 3 月 21 日

- ・ 平成 24 年度事業計画・予算案の協議
- ・ 本格運行準備進捗状況報告

(本格運行 1 年目)

平成 24 年 5 月 25 日

- ・ 生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認

平成 24 年 9 月 26 日

- ・ コミュニティバス利用状況
- ・ 山梨交通観光バス(株)の合併 → 平成 24 年 10 月 1 日～「山交タウンコーチ(株)」

平成 25 年 3 月 26 日

- ・ コミュニティバス利用状況
- ・ 平成 25 年度事業計画・予算案の協議

本格運行 2 年目)

平成 25 年 6 月 12 日

- ・ 生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認

平成 25 年 10 月 22 日

- ・ コミュニティバス利用状況

- ・啓発活動報告について

(本格運行 3 年目)

平成 26 年 6 月 24 日

- ・生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認

平成 26 年 10 月 31 日

- ・コミュニティバス利用状況
- ・啓発活動報告について

平成 27 年 2 月 10 日

- ・コミュニティバス愛称について
- ・平成 27 年度時刻表（折畳み式）について
- ・コミュニティバスラッピングについて

(本格運行 4 年目)

平成 27 年 6 月 30 日

- ・生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認
- ・コミュニティバス運賃（中学生以下⇒学生以下）の協議・承認

平成 27 年 12 月 9 日

- ・運行ルート（利用者からの要望による停留所の追加）の協議
- ・コミュニティバス利用状況
- ・啓発活動報告について

平成 28 年 3 月 25 日

- ・運行ルート（利用者からの要望による停留所の追加）の協議
- ・南アルプス市コミュニティバスとの関係の協議
- ・コミュニティバス利用状況
- ・啓発活動報告について

(本格運行 5 年目)

平成 28 年 6 月 23 日

- ・生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認
- ・コミュニティバス利用状況
- ・啓発活動報告について
- ・南アルプス市コミュニティバスの中央市内運行について 協議・承認

(本格運行 6 年目)

平成 29 年 6 月 27 日

- ・生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議

平成 29 年 8 月 10 日（書面開催）

- ・生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認
（原案に賛成 17 人、原案に反対 0 人）

(本格運行 7 年目)

平成 30 年 6 月 25 日

- ・生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の協議・承認
- ・乗降調査結果（意見・要望集計まとめ）について
- ・土曜日運行について 協議

平成 30 年 11 月 6 日（書面開催）

- ・バス停仮移設について 協議・承認
（原案に賛成 17 人、原案に反対 0 人）

平成 31 年 2 月 13 日

- ・土曜日運行追加に伴う、生活交通ネットワーク変更計画（地域内フィーダー系統確保維持計

画)の協議・承認

- ・山交タウンコーチ(株)の合併 → 平成30年10月1日～「山梨交通(株)」

(本格運行8年目)

令和元年6月24日

- ・生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の協議・承認

令和2年2月3日(書面開催)

- ・小井川駅バス停移設及び移設に伴う運行経路変更について 協議・承認
- ・生活交通確保維持改善変更計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の協議・承認
(原案に賛成18人、原案に反対0人)

(本格運行9年目)

令和2年6月18日(書面開催)

- ・令和2年度事業計画・予算案について 協議・承認
(原案に賛成18人、原案に反対0人)

令和2年7月14日(書面開催)

- ・生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の協議・承認
(原案に賛成18人、原案に反対0人)

(本格運行10年目)

令和3年6月7日(書面開催)

- ・令和3年度事業計画・予算案について 協議・承認
- ・生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の協議・承認
(原案に賛成18人、反対0人)

令和3年10月29日(書面開催)

- ・令和3年度協議会副会長の互選に係る提案についての協議・承認
(原案に賛成17人、反対0人)

(本格運行11年目)

令和4年5月31日

- ・令和4年度事業計画・予算案について 協議・承認
- ・中央市地域公共交通計画の策定について 協議・承認

令和4年6月24日

- ・生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の協議・承認

21. 利用者等の意見の反映状況

平成 20 年 1 月 市民アンケート

市内居住の 16 歳以上の者 1, 500 名（無作為抽出） 689 票回収

- ・ 日常の交通手段の実態
- ・ コミュニティバスに対する意見聴取

以上の意見より「地域公共交通総合連携計画」を策定。実証運行に反映

平成 21 年 11～12 月 利用者アンケート

乗降利用者から聞き取り 31 票

平成 21 年 12 月 市民アンケート

市内居住の 16 歳以上の者 1, 000 名（無作為抽出） 455 票回収

- ・ 利用実態、ニーズ、改善点について調査

以上の意見から路線の延長、便数の変更とダイヤ改正を実施した。

平成 22 年 9～10 月 利用者アンケート

乗降利用者から聞き取り 41 票

平成 22 年 9 月 市民アンケート

市内居住の 16 歳以上の者 1, 000 名（無作為抽出） 538 票回収

- ・ 利用実態、ニーズ、改善点について調査

市内 10 自治会からの運行要望書

市内中学校からの運行時間変更要望書

以上の意見から運行路線の延長、ダイヤの改正を実施した。

平成 23 年 8～9 月 利用者アンケート

乗降利用者よりききとり 41 票

平成 23 年 9 月 市民アンケート

市内居住の 16 歳以上の者 1, 000 名（無作為抽出） 461 票回収

- ・ 利用実態、ニーズ、改善点について調査

平成 23 年 12 月

平成 24 年度コミュニティバス運行説明会（市内自治会、中学校）

以上の意見から実証運行から本格運行への移行を確認。車両サイズ、運行路線の一部廃止、便数の変更、ダイヤの改正を実施した。

生活交通ネットワーク計画をパブリックコメントへ

平成 24 年 6 月 5 日～6 月 22 日までの 18 日間、中央市ホームページにて計画を公表し意見を募る。 意見なし。

平成 24 年度

- ・ 乗降調査 9 回実施（利用状況を調査しもっと利用される路線を検討する）

平成 25 年度

- ・ 乗降調査 8 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）

平成 26 年度

- ・ 乗降調査 11 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）

平成 27 年度

- ・ 乗降調査 4 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）

平成 28 年度

- ・ 乗降調査 6 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）

以上の意見から、平成 28 年 10 月から停留所（道の駅とよとみ）の追加

平成 29 年度

- ・ 乗降調査 3 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）

平成 30 年度

- ・ 乗降調査 2 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）

平成 31 年度 ・平成 27 年度～平成 30 年度乗降調査結果から平成 31 年 4 月から土曜日運行を開始 ・乗降調査 2 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する） 令和 2 年度 ・乗降調査 1 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する） 令和 3 年度 ・乗降調査 3 回実施（利用状況を精査し利用増に繋げる方策を検討する）	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山梨県県民生活部交通政策課
関係市区町村	中央市
交通事業者・交通施設管理者等	山梨県バス協会 山梨交通株式会社 山梨県タクシー協会 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 山梨県中北建設事務所 中央市建設課
地方運輸局	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
その他協議会が必要と認める者	山梨県南甲府警察署 山梨交通甲府会 中央市議会 中央市自治会長会 中央市社会福祉協議会 中央市商工会 学識経験者

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

（所 属）中央市 企画課

（氏 名）渡辺 圭太

（電 話）055-274-8523

（e-mail）lg-linear-kotsu@city.yamanashi-chuo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、**地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画**に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
中央市	山梨交通株式会社	(1) 中央市役所本館～シルクふれんどりい線	中央市役所本館	JR小井川駅・山梨大学医学部付属病院・JR東花輪駅	シルクふれんどりい	往 19.0km 復 18.8km	293日	952回			路線定期運行	①	山梨大学医学部附属病院バス停で地域間幹線系統「敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院線」と「敷島営業所～後屋～山梨医大病院線」に接続。東花輪駅と小井川駅バス停が鉄道JR身延線と接続。	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中央市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	22,561
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）